

19年度

在宅高齢者福祉サービス

市では、高齢者が自立した生活を過ごし、長年住み慣れた地域社会で引き続き生活していくことを支援します。高齢者の在宅福祉サービスは、次のとおりです。利用や申請については、お気軽にご相談ください。

また、一部サービスでは、対象者や利用料に一部変更があります。現在サービスをご利用の人には、個別に連絡していますが、ご注意ください。

問合せ 高齢者支援課 電話 0558 76 8011

事業名	内容	対象	利用料金等
食の自立支援事業 (配食サービス)	利用者に栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認をする	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で疾病等の理由で調理が困難な人	1食500円 月～土曜日
家族介護用品支給事業 (紙おむつ支給)	要介護状態になった高齢者等に、紙おむつなどの介護用品を低価格で支給する	介護保険認定要介護1以上の概ね65歳以上の人と重度障害者でトイレに行くことが困難な人	紙おむつ購入費の約5割補助(要介護4・5で住民税非課税世帯は9割補助)
緊急通報システム 利用事業	緊急通報システム(ボタンを押すだけで連絡ができる機器)の設置と助成	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯で疾病等の理由で緊急対応に不安がある人	基本利用料1カ月800円 (通話料金は別途実費負担)
おはようサービス (乳酸飲料配布事業)	3日に1本、乳酸飲料を配布しながら、声かけして安否確認を行う	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯と一人暮らしの2級以上の視覚障害者	無料
ホームヘルプ サービス事業	自立生活を支援するためにヘルパーを派遣し、入浴介助、調理、掃除、通院介助等を行う	ケガや疾病等で日常生活上の支援を必要とする介護保険に該当していない概ね65歳以上の人	1時間230円
寝具類等 洗濯乾燥消毒 サービス事業	寝具類等の衛生管理が困難な人に対して、洗濯乾燥消毒をする	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯のみ世帯で、衛生管理が困難な人	無料 (年1回、1人2枚まで)
在宅短期保護事業	介護している家族が疾病等の理由で在宅での介護が困難な場合、1カ月に7日以内で特養ホームに保護する	介護保険の利用限度を超えて利用したい介護認定者、概ね65歳以上で緊急的に介護が必要と認められた介護認定以外の人	利用料1日3,040円、送迎料1回370円(介護保険料第1・2段階該当世帯は利用料1日1,380円、送迎無料)
認知症生活指導事業	生活指導ホームに入所し、認知症高齢者個々に適切な処遇法を発見して、介護者共に生活指導を行う	概ね65歳以上で、在宅で認知症と認められる高齢者とその介護者	利用料1日2,250円、判定・指導料1回9,500円
外出支援 サービス事業	外出困難な在宅の人に対し、市内外(近隣に限る)の医療機関への送迎を行う	概ね65歳以上の人、重度心身障害者で公共交通機関の利用や家族による送迎が困難な人(日常生活に車椅子を利用、寝たきり等の人)	無料 (週1回まで)
徘徊探索機器 貸出事業	発信機能(GPS)を持つ端末を高齢者に携帯させ、徘徊時の探索を行う	概ね65歳以上で認知症による徘徊があると認められる在宅高齢者	加入料500円、付属品代200円(初回のみ)、基本利用料1カ月50円、情報料・人件費・機器管理費は自己負担

みんな利用しよう!

パワーUP
しました!!

しずおか子育て優待カード

昨年十月からスタートした「しずおか子育て優待カード」に、耐久性を備え、静岡県公式モバイルサイトへアクセス可能なQRコードを掲載した新カードが発行されました。新カードへの交換を希望される場合は、お近くの市役所市民サービス課までお越しください。

旧カード

新カード

QRコード記載で
使いやすさUP!!

表面コート加工
で耐久性UP!!

『しずおか子育て優待カード』事業は、十八歳未満の子どもを同伴した保護者または妊娠中の人が、優待カードを県内すべての協賛ステッカーを掲げる協賛店舗・施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた特典を受けることができる事業です。このサービスは、県内で事業を実施しているすべての市町の協賛店舗・施設で受けることができます。

問合せ

福祉課 電話 0558 76 8008

市ホームページ

<http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>

県ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-07/>

現在市内85店舗が協賛

協賛店舗・施設募集中!

申し込み・問い合わせは福祉課まで

高齢者/重度障害者対象

タクシー・バス利用券交付

高齢者と重度障害者の皆さんに、外出する機会を多く持つことで、積極的に社会参加していただくことを目的に、平成十九年度タクシー・バス利用券を交付します。

対象 伊豆の国市在住で次のいずれかに該当する人

昭和七年四月一日以前に生まれた人

(※年度途中で七十五歳になっても交付対象になりません)

身体障害者手帳一・二級を持っている人

療育手帳Aを持っている人

精神障害者保健福祉手帳一・二級を持っている人

高齢者と障害が重複する場合は高齢者が優先

内容 タクシー・バスの乗車運賃の助成(今年度は、百円

分の利用券×百枚＝一万円分を交付)

申請 四月二日(月)以降、市民部市民サービス課(伊豆長

岡庁舎) / 韮山支所市民サービス課(韮山庁舎) /

福祉課(大仁庁舎) / 高齢者支援課(大仁庁舎)の

いずれかで申請してください。

*毎週木曜日は十九時まで窓口延長

持ち物 窓口に申請に来た人の印鑑

対象者の、老人保健法医

療養給付証、身体障害者

手帳、療育手帳、精神障

害者保健福祉手帳のうち

持っているもの。



問合せ(高齢者)高齢者支援課
(障害者)福祉課 電話 0558(76)8011
0558(76)8007